

有害大気汚染物質	調 査 地 点	地域区分	年平均値	濃度範囲	全国平均値
塩化ビニルモノマー	鹿児島市山下町	一般環境	0.039	<0.0032 ～0.32	(一般環境)
	薩摩川内市御陵下	沿 道	0.019	<0.0012 ～0.049	0.034
	鹿 屋 市 札 元	一般環境	0.025	0.010 ～0.042	(沿 道)
	霧島市国分中央公園	一般環境	0.021	<0.0013 ～0.054	0.031
	始良町西餅田	沿 道	0.018	<0.0013 ～0.047	
ク ロ ロ ホ ル ム	鹿児島市山下町	一般環境	0.23	0.065 ～1.2	(一般環境)
	薩摩川内市御陵下	沿 道	0.21	0.12 ～0.32	0.20
	鹿 屋 市 札 元	一般環境	0.10	0.080 ～0.13	(沿 道)
	霧島市国分中央公園	一般環境	0.11	0.082 ～0.13	0.22
	始良町西餅田	沿 道	0.15	0.11 ～0.21	
1,2-ジクロロエタン	鹿児島市山下町	一般環境	0.22	0.063 ～0.78	(一般環境)
	薩摩川内市御陵下	沿 道	0.13	0.058 ～0.19	0.13
	鹿 屋 市 札 元	一般環境	0.14	0.062 ～0.23	(沿 道)
	霧島市国分中央公園	一般環境	0.13	0.057 ～0.18	0.14
	始良町西餅田	沿 道	0.13	0.061 ～0.16	
1,3-ブタジエン	鹿児島市山下町	一般環境	0.22	0.075 ～0.66	(一般環境)
	薩摩川内市御陵下	沿 道	0.22	0.15 ～0.34	0.14
	鹿 屋 市 札 元	一般環境	0.090	0.052 ～0.15	(沿 道)
	霧島市国分中央公園	一般環境	0.084	0.060 ～0.12	0.25
	始良町西餅田	沿 道	0.15	0.076 ～0.24	
アセトアルデヒド	鹿児島市山下町	一般環境	1.8	0.92 ～2.5	(全 体) 2.5
	薩摩川内市御陵下	沿 道	1.8	1.0 ～2.8	
	鹿 屋 市 札 元	一般環境	1.9	1.3 ～4.1	
	霧島市国分中央公園	一般環境	1.6	1.2 ～2.1	
	始良町西餅田	沿 道	1.9	1.2 ～2.4	
ホルムアルデヒド	鹿児島市山下町	一般環境	1.7	0.64 ～2.3	(全 体) 2.8
	薩摩川内市御陵下	沿 道	2.0	1.1 ～3.7	
	鹿 屋 市 札 元	一般環境	1.6	1.0 ～2.5	
	霧島市国分中央公園	一般環境	2.2	1.4 ～4.1	
	始良町西餅田	沿 道	1.9	1.1 ～3.2	
ベンゾ [a] ピレン	鹿児島市山下町	一般環境	0.000094	0.000015 ～0.00035	(全 体) 0.00026
	薩摩川内市御陵下	沿 道	0.00021	0.000046 ～0.00051	
	鹿 屋 市 札 元	一般環境	0.00013	0.000020 ～0.00030	
	霧島市国分中央公園	一般環境	0.00010	0.000031 ～0.00026	
	始良町西餅田	沿 道	0.00017	0.000036 ～0.00035	
酸 化 エ チ レ ン	鹿児島市山下町	一般環境	0.062	0.028 ～0.15	(全 体) 0.092
	鹿 屋 市 札 元	一般環境	0.056	0.033 ～0.077	
	霧島市国分中央公園	一般環境	0.049	0.033 ～0.073	
水銀及びその化合物	鹿児島市山下町	一般環境	0.0011	0.00036 ～0.0026	(一般環境)
	薩摩川内市御陵下	沿 道	0.0013	0.00098 ～0.0017	0.0021
	鹿 屋 市 札 元	一般環境	0.00096	0.00026 ～0.0015	(沿 道)
	霧島市国分中央公園	一般環境	0.0014	0.00069 ～0.0021	0.0022
	始良町西餅田	沿 道	0.0012	0.00043 ～0.0018	
ニ ッ ケ ル 化 合 物	鹿児島市山下町	一般環境	0.00074	0.00019 ～0.0018	(一般環境)
	薩摩川内市御陵下	沿 道	0.00091	<0.000046 ～0.0018	0.0040
	鹿 屋 市 札 元	一般環境	0.0011	<0.000048 ～0.0032	(沿 道)
	霧島市国分中央公園	一般環境	0.00095	0.000063 ～0.0019	0.0051
	始良町西餅田	沿 道	0.0011	0.00010 ～0.0019	
ヒ素及びその化合物	鹿 屋 市 札 元	一般環境	0.00080	0.000017 ～0.0017	(全 体) 0.0016
	霧島市国分中央公園	一般環境	0.00064	0.0000099 ～0.0020	

※1 全国平均値とは、平成20年度有害大気汚染物質モニタリング調査結果のすべての地点の平均値である。

※2 測定値が検出下限値未満の場合は、検出下限の2分の1の値を用いて、年平均値を出している。

⑨ 石綿（アスベスト）

石綿は各種建材，自動車のブレーキ等に広く使用されており，今後とも大気環境中への放出が長期的に続くことが考えられるためモニタリングを実施しています。

平成20年度における測定結果は，表 1－19のとおり問題のないレベルです。

表 1－19 石綿環境濃度測定結果（平成20年度）

調査地点区分	所在地	採取年月日	石綿濃度 (本/L)
住 宅 地 域	鹿児島市荒田一丁目（荒田公園）	H21. 1. 26 ～ 1. 28	0. 12
	霧島市国分中央五丁目（国分中央公園）	H20. 10. 8 ～ 10. 10	0. 11
商 工 業 地 域	鹿児島市七ツ島一丁目（道路沿い）	H21. 1. 26 ～ 1. 28	0. 12
幹線道路沿線	鹿児島市鴨池二丁目（鴨池測定局）	H21. 1. 26 ～ 1. 28	0. 12
	薩摩川内市御陵下町（御陵下運動公園）	H20. 10. 27 ～ 10. 29	0. 088

※ 1 大気汚染防止法に基づく特定粉じん（石綿）発生施設の敷地境界における基準は10本/Lである。

※ 2 鹿児島市内については鹿児島市が調査実施，鹿児島市以外については鹿児島県が調査実施。

⑩ 降下ばいじん

降下ばいじんとは，大気中粒子状物質のうち，重力や雨などによって降下するばいじん，粉じんなどをいいます。

平成20年度における降下ばいじんの測定は，1市1町11地点で実施しており，測定結果は表 1－20のとおりです。

なお，桜島の火山活動の影響を受ける地域では，火山活動の状況と気象条件によって大きく変動します。

表 1－20 降下ばいじん量測定結果（平成20年度）

項目 市町名	測定地点数	年平均値（トン/km ² /月）		
		最高値	最低値	全地点平均値
鹿児島市	8	16. 1	6. 7	10. 4
屋久島町	3	7. 5	5. 9	6. 8

⑪ 酸性雨

酸性雨とは，主として化石燃料の燃焼により生ずる硫黄酸化物（SO_x）や窒素酸化物（NO_x）等の大気汚染物質が溶け込んだ酸性の強い（pHが低い）雨のこととされていました。

しかし，現在では，酸性の強い霧や雪（雨を含めて「湿性沈着」という。）や，晴れた日でも風に乗って沈着する粒子状（エアロゾル）あるいはガス状の酸（「乾性沈着」という。）を併せた酸性物質とされています。

酸性雨が与える影響としては，湖沼や河川などの陸水が酸性化し魚類等への影響，土壌が酸性化し森林等へ与える影響などがありますが，ほかにも直接樹木や文化財等に沈

着することにより、これらの衰退や崩壊を助長するなどの広範な影響が懸念されています。

そこで、県では酸性雨の実態を把握するため、環境保健センター（鹿児島市城南町）において自動測定機によるモニタリングを実施しており、平成20年度の調査結果は表1-21のとおりであり、近年、ほぼ同じレベルで推移しています。

また、環境省においては全国に国設酸性雨測定所を設置していますが、この第4次酸性雨対策調査結果（平成10年度～平成12年度）はpH4.72～4.90（全国の年平均値）であり、本県とほぼ同じレベルにあります。（図1-7）

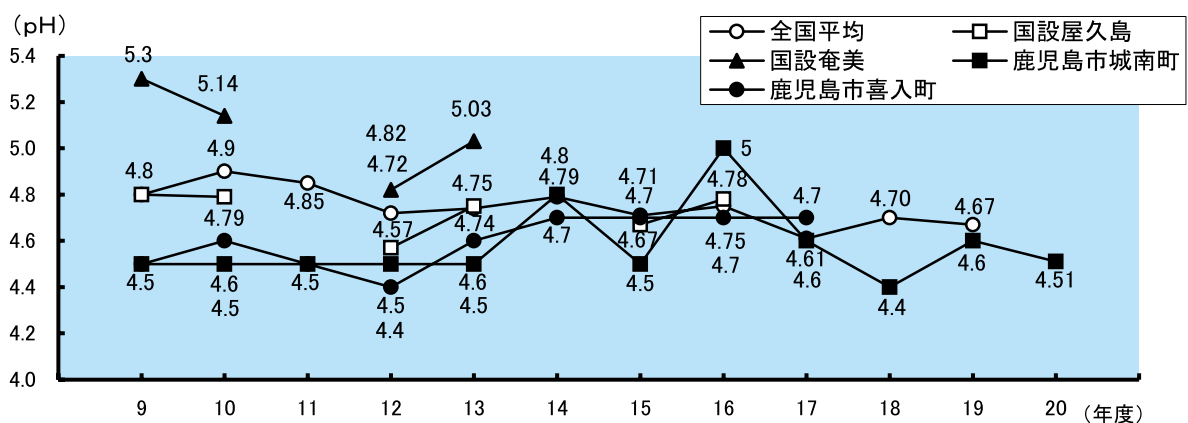
なお、環境省は、第1次から第4次までの酸性雨対策調査（1983年度～2000年度）と2001年度及び2002年度の酸性雨調査を併せた計20年間の調査結果を総合的にとりまとめて、「酸性雨対策調査総合とりまとめ報告書」として公表しました。この報告書によると、降水pHの地点別全期間（20年間）の平均値はpH4.49～pH5.85の範囲にあり、全地点平均値はpH4.77でした。

さらに、その後の酸性雨長期モニタリング調査結果は、降水中pHの5年間の地点別平均値は、pH4.51～4.95の範囲にあり、全地点平均値はpH4.68でした。

表 1-21 酸性雨の測定結果（平成20年度）

市町村名	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	pHの平均
鹿児島市	降雨数	7	6	19	4	14	9	9	8	7	8	10	8	4.51
城南町	pH	4.45	4.52	4.54	5.37	4.62	4.46	4.67	4.52	4.05	4.31	4.56	4.50	

図 1-7 年平均値（pH）の推移



2 対 策

大気汚染を防止するためには、大気汚染の状況を的確に把握することや監視体制を充実するとともに、発生源であるばい煙発生施設及び粉じん発生施設等に係る規制の強化が必要です。

そのため、県では大気汚染防止法や県公害防止条例に基づき、これらの施設への立入検査等を実施し、排出基準等の遵守状況を監視するとともに、施設の改善指導を行っています。